

文京区監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項及び第10項の規定により、財政援助団体等監査の結果に関する報告及び意見を別紙のとおり公表する。

令和3年3月25日

文京区監査委員	竹	澤	正	美
同	松	本	理	恵子
同	高	山	泰	三

令和2年度財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定並びに文京区監査基準（令和2年1月28日監査委員決定）、令和2年度文京区監査基本計画及び令和2年度財政援助団体等監査実施計画により、財政援助団体等の当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政援助等の目的に沿って行われているか、あわせて財政援助団体等（以下「団体等」という。）を所管する部署について団体等に対する指導、監督が適切に行われているか、令和2年度財政援助団体等監査を実施した。

監査の対象となる団体等は、以下のとおりである。

- ① 補助金等交付団体（補助金等の財政援助を行っている団体）
- ② 出資団体（資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体）
- ③ 公の施設の指定管理者

2 監査の対象

団体等の選定に当たっては、これまでの監査の実施結果等により認知したリスクの状況を踏まえた上で、今回は新型コロナウイルス感染症の感染状況も考慮し、以下の団体等を選定した。

団体等名（施設名）	種別	所管課
公益財団法人 文京アカデミー （アカデミー文京外6施設）	補助金等交付団体 出資団体 指定管理者	アカデミー推進課

また、監査対象範囲として、主に令和元年度の事務の執行を対象とした。

3 監査の実施期間

令和3年1月19日から令和3年2月26日まで
（委員監査 令和3年2月8日）

4 監査の着眼点

監査の主な着眼点は、以下のとおりである。

区分	団体	所管課
補助金等 交付団体	○ 補助事業は目的に沿って適 正かつ効率的に執行されてい るか。 ○ 補助金等に係る収支の会計	○ 補助金等の交付目的及び補 助金等対象事業の内容は明確 にされているか。 ○ 補助金等交付団体への指導

	経理は、適正に行われているか。	監督は適切に行われているか。
出資団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業は、出資目的（設立目的）に沿って適正かつ効率的に執行されているか。 ○ 会計経理及び財産管理は適切に行われているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。 ○ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。
公の施設の指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の設置目的を阻害することなく、住民サービスの向上と効率的な運営がされているか。 ○ 施設の管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定管理者への指導監督は適切に行われているか。 ○ 指定管理者の管理運営について、評価、検証は適切に行われているか。

5 監査の実施内容

事務局において団体等及び所管課から事前に提出を受けた書類を確認の上、帳簿等の経理書類を閲覧するとともに、監査委員が団体等からの説明の聴取を行うなどの方法により実施した。

6 監査の結果

監査の対象となった団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査したところ、おおむね適正になされていると認められる。しかし、一部改善・是正すべき事項が認められたので団体等及び所管部署に対し下記のとおり指摘と意見を行うものである。団体等と所管部署においては、発生原因と内部統制としての対応を含め、改善に向け講じた措置について報告されたい。

なお、比較的軽微な改善・是正すべき事項については、口頭により是正又は改善を指示したので、これらについても留意し、改善・是正に取り組まされたい。

監査の結果及び指摘事項については、以下のとおりである。

公益財団法人 文京アカデミー 【アカデミー推進課所管】

○交付金名及び交付金額（令和元年度決算額）

公益財団法人文京アカデミー補助金 83,052,701 円

○補助目的

区が出資して設立した公益財団法人文京アカデミーの文化振興事業、生涯学習推進事業等の事業及び運営に要する経費の一部を補助する。

○出資金額

200,000,000円

○公の施設名及び指定管理料（令和元年度決算額）

アカデミー文京、アカデミー湯島、アカデミー音羽、アカデミー千石、
アカデミー茗台、文京シビックセンタースカイホール、響きの森文京公会堂
169,399,000円

○指摘事項

《対象団体》

指定管理事業決算書によると、響きの森・スカイホール人件費及びアカデミー文京・地域アカデミー人件費に予算額と決算額との間に大きな乖離がみられた。（表1）

（表1）指定管理事業人件費内訳

（単位 円）

事 項	当初予算額	決算額	増 減
響きの森・スカイホール； 人件費	99,717,000	80,034,575	19,682,425
アカデミー文京・地域アカ デミー；人件費	53,035,000	66,817,857	▲13,782,857

響きの森・スカイホール人件費は、決算額が予算額に比べ19,682,425円少ない執行となっている一方で、アカデミー文京・地域アカデミーの人件費決算額は予算額に比べ13,782,857円の赤字となっている。予算額と決算額との乖離幅が大きくなった理由は、予算額においては職員の人件費を一人ずつ算定し各所属に応じて積み上げ、響きの森・スカイホールとアカデミー文京・地域アカデミーに配分しているところ、決算額では、所属ごとの実績額の積み上げは行わず、人件費の決算総額を各職員の人件費が異なるにもかかわらず各所属の職員数に応じて按分し、算出していることによるもので、決算額は実態とのずれが生じている。今後、決算額算定時においても常勤職員及び非常勤職員の配分を適正に行い、実態に即したものとなるよう取り組まれない。

《所管課》

一件当たり30万円を超える施設又は備品の修繕は、指定管理者制度運用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）により区の責任分担としており、基本協定第8条においても、この旨が規定されている。しかしながら、指定管理者が30万円を超える修繕を行っているものが2件（計1,586,520円）あった。関係者間で協議を行ったとのことであるが、ガイドラインによると協議によりその金額の範囲をその都度変更することはできないものと解される。所管課は、ガイドラインの趣旨や協定書の規定をよく確認、遵守し、適切な事務処

理を行われたい。